

別表（第4条関係）

就学援助費の種類及び支給額

援助の種類	援助の額	備考
新入学児童生徒学用品費 （小学校中学校の第1学年及び義務教育学校第1学年並びに第7学年に限る。）	就学困難な児童・生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和31年政令第87号）の規定による基準額以内	現物により支給することができる
学用品費	同上	同上
オンライン学習通信費	同上	同上
体育実技用具費	同上	同上
校外活動費	実費	同上
共同学習費	同上	同上
修学旅行費	同上	同上
学校給食費	同上	同上
通学費	同上	同上
医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）	疾病の治療に実際に要した医療費に基づき、教育長がその都度決定	同上